

船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第43号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年12月14日 05時20分ごろ	
発生場所	愛媛県今治市 ^{おおげ} 大下島沖 大下島灯台から真方位022度0.2海里付近 (概位 北緯34°11.5′ 東経132°55.2′)	
事故等調査の経過	平成22年4月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船船番号、船舶所有者等</p> <p>A 引船^{じょうぼう} 常豊丸、298トン 136365、豊海運株式会社</p> <p>B 台船^{ゆたか} 豊17、長さ50m なし、豊海運株式会社</p>	
乗組員等に関する情報	A 船長、三級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A 船底に擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長ほか4人が乗り組み、B船をえい航して大下瀬戸を自動操舵で北東進中、平成21年12月14日05時20分ごろ、愛媛県大下島北西部の浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約2.2m/s、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮流 北流約1.3ノット	
その他の事項	喫水：A船、船首約2.6m 船尾約3.7m B船、船首尾共約0.6m 日出時刻：07時05分	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、B船をえい航して、大下瀬戸を北東進中、レーダーやGPSプロッターを使用するなどして船位を確認していなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船がB船をえい航して大下瀬戸を北東進中、船長が船位を確認していなかったため、A船が大下島北西部の浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	